

検察庁法等の一部を改正する法律案

5月7日の指摘事項について

該当条項	指摘事項	回答
検察庁法第20条第2項関係	「前項の定めるところにより」について、「前項の <u>規定</u> により」に修正することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法第29条から第32条の2関係	第29条及び第30条を削り、第31条から第32条の2を繰り上げ第29条から第31条とすることを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法第31条関係	「互に」について、「互 <u>い</u> に」に修正することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法第32条の2関係	「この法律」について、削除することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法第32条の2関係	本条の対象に附則第34条を加えることを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法第32条の2関係	「基いて」について、「基 <u>づ</u> いて」に修正することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法附則全般関係	本則からの通し条名ではなく、附則第1条からとすることを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法附則第34条及び第35条関係	附則第1条からと整理する場合に、維持する附則との先後について検討すること。	御指摘を受け、維持する附則36条との間に規定の順序に関して優先関係はないことから、新設する附則は最後に追加することとしました。

検察庁法附則第35条関係	「当該検察官が年齢六十三年に達する日以後」について、「当該検察官が年齢六十三年に達する日の <u>翌日</u> 以後」に修正することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察庁法附則第42条関係	役割を終え実効性を喪失しているため、削除することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察官の俸給等に関する法律附則第6条関係	「当分の間」を「検事及び副検事の俸給月額は、」の後とする修正を検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察官の俸給等に関する法律附則全般関係	本則からの通し条名ではなく、附則第1条からとすることを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察官の俸給等に関する法律附則第6条関係	附則第1条からと整理する場合に、維持する附則との先後について検討すること。	御指摘を受け、維持する附則第8条から第10条との間に規定の順序に関して優先関係はないことから、新設する附則は最後に追加することとしました。
検察官の俸給等に関する法律附則第7条関係	役割を終え実効性を喪失しているため、削除することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。
検察官の俸給等に関する法律附則第8条関係	「如何なる」について、「 <u>いかなる</u> 」に修正することを検討すること。	御指摘のとおり修正しました。

※その他の検討事項

国家公務員法等の一部を改正する法律（仮称）の附則関係	第2条第○項の「(以下「新検察庁法」という。)」について、同記載以降に「新検察庁法」を用いていないため、削除しました。
----------------------------	---

説明資料関係	上記各修正を踏まえた修正を行いました。 また、1 頁第 1 の 1 (1) 8 行目及び 2 3 頁 7 行目の「適切な科刑を実現する」というその職責」を「適切な科刑を実現する <u>などの</u> 職責」に修正しました。
--------	--